

京都市上下水道局告示第4号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成28年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 委託の相手

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205号室

株式会社エコシティサービス 代表取締役 古川 一弘

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務（平日開閉栓作業に伴う水道メーターの点検事務等）

(2) その他前号に付帯する事務

3 委託する地域

下京区、南区及び伏見区（京都市区役所支所設置条例に定める伏見区役所醍醐支所の所管区域を除く。）

4 委託の期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

（上下水道局総務部お客さまサービス推進室）